平成２５年（フ）第２８５９号
東京都府中市矢崎町４丁目14―１―510
債務者　森　　貴裕
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６３号
東京都足立区東和４丁目25―21―301
債務者　水戸　康貴
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６７号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原36―10―202
債務者　荻田　千之
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８７０号
神奈川県横須賀市追浜南町１丁目23―２―201
債務者　木田　達雄（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８７６号
神奈川県横浜市港北区樽町２丁目６―51　サンハイツ56―301
債務者　堀　　敏也
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８１号
横浜市以下秘匿、従前の住所横浜市金沢区能見台５丁目30番地１　グリーンヒル能見台103
債務者　鈴木　真衣（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０２号
東京都西東京市保谷町６丁目15番42号パールハイツ201号
債務者　福田　晶子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５４号
東京都八王子市散田町５丁目９番22号ストークハイム102号
債務者　福田　和義
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３０号
横浜市金沢区能見台東５番Ｅ―506号
債務者　板谷祐三子（旧姓羅）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９７号
横浜市鶴見区獅子ケ谷３丁目15番５号　メゾンフォレストＢ101
債務者　ボアテン夏代（旧姓西内）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市馬場通り４丁目３番19号
債務者　山本　富夫
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９８号
栃木県宇都宮市馬場通り４丁目３番19号
債務者　山本カツ子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１２号
栃木県宇都宮市平出町3652番地４　コーポＫ103号
債務者　塚原　　毅
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１７号
栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目13番９号、住民票上の住所栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3679番地
債務者　津村　優紀
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２６号
栃木県宇都宮市田野町595番地57
債務者　竹之木進祐太
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係